

◎承認工事申請に伴う注意事項

・下水道施設設置工事承認申請 提出時

→位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・現地写真などの書類が必要。(公道に埋設する場合は各5部、公道への埋設がない場合は各2部必要)

→道路占用許可申請等は下水道課で行います。

・着手届 提出時 (工事着手前に提出)

→工事で使用する材料の仕様書(カタログ等)を1部提出下さい(舗装材、埋戻材、表示ピン、埋設シートなども必要)

・完了届 提出時 (工期末までに提出)

→出来形数量、出来形図(平面図、縦断図、取付管)と写真(着工前、施工状況、竣工)を1部提出下さい。

※下記の状況のわかる写真を提出下さい。

- ・転圧機による転圧状況(管上埋め戻し、路床、路盤、表層等)
- ・交通誘導員による誘導状況
- ・ピンの設置完了状況
- ・本復旧工事の完了状況

※取付管出来形(様式に記入)と、出来形寸法のわかる写真を添付

・完了検査 (完了届の提出後)

- ・取付管のみの工事：下水道課の職員で現地確認し合格と認められれば、決裁後、検査済書を発行します。
- ・下水道本管等(開発工事に伴う面整備)の工事：申請者の立会いのもと、現地検査を実施し合格と認められれば、決裁後、検査済書を発行します。

※下水道本管等の工事の検査については、下水道施設布設後(表層As等の舗装前)に下水道施設の検査を行います。

※検査項目：管渠延長、管内状況、人孔管底高

必要機材：巻尺、ライト、鏡、水、水準測量機